

(特集・国際社会の変貌と人権の諸相)

論 説

過去を繕う

—人権侵害補償の道徳的機能—

宇佐美 誠

補償の過程がもつ意味は、真実と向き合い
正義を達する勇気をもつことである。

—国立真実和解委員会⁽¹⁾

I 主題の設定

II 予備的考察

1 明確化と区別

2 分類

III 正義

1 正義からケアへ？

2 承認としての正義

IV 国民統合

1 和解と国民統合

2 信頼による国民統合

V 含意

I 主題の設定

権利のあるところ救済あり (*ubi ius ibi remedium*)。この法諺が表している自明とさえ思われる原理は、しかし国家の私人に対する重大な権利侵害については、多くの法体系で現実によってしばしば裏切られてきた。かかる指摘は、絶対王政下で確立されて市民革命後も命脈を保った国家無答責の原則や、それを前提した権限越越・個人的過失・委任理論のような欧米各国のかつての官吏個人責任の諸法理をさしているのではない。むしろ、現代に世界各地で行われてきた人権侵害に対するあまりに僅かな救済措置を評しているのである。

数多くの抑圧的政治体制の国において、軍人・警察官らが自国の市民に対して、大虐殺・超法規的処刑、拷問・強姦、誘拐・強制収容などの重大な人権侵害を行ってきた。これらの人権蹂躪の実態は、20世紀最後の30年間に世界各地で生じた民主化によってかなり明らかとなつたが、しかし抑圧的政権が民主的政権に取って代わられた後も、人権を蹂躪された生存者や犠牲者の遺族に対する救済措置はしばしば著しく不十分であった。⁽²⁾ たしかにアルゼンチンやチリでは、「失踪者」すなわち軍や警察に誘拐された後に拷問・殺害された犠牲者の遺族への補償が行われ、旧チェコスロvakiaやハンガリーでは収用財産の返還に加えて元政治犯への補償金支給が進められた。最近では南アフリカにおいて、真実和解委員会 (TRC) の補償・復帰小委員会が金銭的・非金銭的の両面にわたる包括的な補償政策を提言し、⁽³⁾ 補償額が圧縮されたものの支給が実施されつつある。だが、不幸にも、これらの措置は原則ではなく例外にとどまる。今日もなお多くの移行期社会において、被害を受けた生存者や犠牲者の遺族は、新政府による救済を受けられないままである。しかも、金銭的補償が行われた国々でも、受給者の範囲が局限されているという批判や、補償額が僅少だとの批判が少なくない。

移行期社会での貧弱な人権侵害補償の状況に対する理論的関心は従来、

ほど大きなものではなかった。これは、歴史上の不正義 (historical injustices)への補償や返還に関して、おびただしい数の記述的・規範的な研究が蓄積されつつあることと対照的である。まず海外においては、ホロコーストを贖うイスラエルやユダヤ系国民などへの補償や、第2次世界大戦時の日系アメリカ人の強制収容に対する補償などに関して、多数の研究が積み重ねられている。⁽⁴⁾ アメリカでの過去の奴隸制に対する補償の問題は目下、激しい論争の的である。⁽⁵⁾ ハワイ先住民族、アメリカ本土やカナダの先住民族、オーストラリアのアボリジニ、ニュージーランドのマオリに対する補償や土地返還の問題についても、多くの考察が存在する。さらに近時、これらの事例や他の事例を鳥瞰しつつ、歴史上の不正義とその補償を多角的に考察する著作が、相次いで公刊されている。⁽⁶⁾ わが国においては、1990年代にいわゆる従軍慰安婦の実態が広く知られ、政府の補償責任が強力に説かれるにいたり、その後は否定論者への反駁が続けられている。⁽⁷⁾ より最近では、慰安婦・強制連行・強制労働等の戦後補償訴訟に関する法律学的分析が進展している。⁽⁸⁾ もっとも、歴史上の不正義の事例は、わが国を含めて各国でなお山積しているから、補償や返還に関する研究の対象の範囲は今後いっそう拡大することが期待される。

歴史上の不正義への補償とは対照的に、移行期社会でのそれについては、研究はなお未開拓の段階にある。限られた国々での補償問題の現況と課題については、以前から論考が散見されたものの、それらを視野に収めた一般的・多角的な規範的研究は、ようやく緒についたばかりである。海外では、歴史上の不正義とあわせて移行期社会での補償を考察する論文集が刊行され、⁽⁹⁾ わが国では、両者の問題領域を扱う論文が発表されている。⁽¹⁰⁾ 移行期社会での補償という未開拓な問題領域に探究の鍵を入れるべく、別稿では、南アフリカの事例にそくして金銭的補償の道徳的な意義・課題の考察を試みた。⁽¹¹⁾ そこでの考察を拡大させ深化させて、南アフリカにとどまらず移行期社会一般において、金銭的形態のみならず

非金銭的形態をも含めて補償がもつうる道徳的機能を考察することが、本稿の目的である。

この考察が立脚する基本認識は、補償の原理的不十分性にある。そもそも組織的かつ大規模な殺人・拷問・強姦・誘拐等の非人間的所業に対して、十全な矯正をなしうるという意味で十分であるような事後的人権政策が、はたして存在しうるか。むしろマーサ・ミノウが指摘するように、いかなる政策も原理的に十分ではありえないと思われる。⁽¹²⁾ 補償もその例外ではない。補償金は損害を補填すると言われるであろうが、いかに多額の遺族補償金も、愛する者を生き返らせることはできない。心理療法は被害者の心的外傷を癒すと思われるであろうが、いかに熟達した専門家による継続的な心理療法も、拷問を受ける前の状態に生存者を引き戻すことはできない。にもかかわらず、とくに金銭的補償はともすれば、被害が修復され問題が解決されたという誤った外観を伴い、それゆえ人権侵害の事実について語る必要はもはやないという誤解を招きがちである。⁽¹³⁾ こうした絶対的不十分性という厳然たる制約の下で、しかも解決済みとの誤解を伴うにもかかわらず、補償がなおも道徳的意義をもつるとすれば、それはいかなるものであるか。この困難な設問に対して、本稿は、正義と和解という2つの観点から解答を与えることを試みる。

以下ではまず、補償概念の外延を確定し、補償を類似の諸概念から区別した上で、補償の諸政策を目的・手段・対象の視点から分類することによって、主題の明確化を行う（Ⅱ）。次に、補償が匡正的正義を満足しないことを確認し、ケアの観点から補償を意義づける議論に批判的論評を加えた後、補償は尊厳の承認としての正義にかなうことを明らかにする（Ⅲ）。さらに、移行期社会における重要課題の1つである国民的和解を信頼という観点から捉えなおし、補償は信頼醸成を通じて、国民的和解と結びついた国民統合の目標に資すると論ずる（Ⅳ）。最後に、移行期社会をとりまく国際社会に対して以上の考察がもつ規範的含意を述べる（Ⅴ）。

II 予備的考察

1 明確化と区別

補償の外延は如辺にあるか。広い意味での“reparation”とは、そのドイツ語訳“Wiedergutmachung”的字義が示すように、いったん損なわれた良きものを回復することである。歴史上の不正義については、生存者・遺族・子孫への金員の支払い、土地や先祖の遺骨の返還、国家元首による謝罪などを包括するルースな仕方で、この語が用いられる傾向がある。移行期社会の文脈では、加害者の起訴と刑罰、加害者の公職就任を禁ずる浄化(lustration)、人権侵害を調査し記録し公開する真実究明委員会、生存者・遺族への補償金支給などの政策は、いずれも広義の“reparation”に含まれる。

他方では、移行期社会での“reparation”は、生存者・遺族への補償金支給というきわめて狭い意味で用いられることも従来少なくなかった。しかしながら、補償金のみでは救済策としてあまりに不足であることは明らかである。拷問や強姦を被り、あるいは愛する者を奪われてPTSDに苛まれ続けている人々は、補償金だけでなくそれ以上に心理療法を必要としている。また、生存者・遺族を含むかつての被抑圧者集団が、上下水道や電気供給さえも欠く人口過密な貧困地域に居住し続けてきたという現実は、インフラストラクチャの整備の必要性を示している。さらに、重大な人権侵害の生存者・遺族は疑いもなく補償政策の中核的対象であるが、しかし対象全体ではない。言論弾圧により自由な批判精神が失われ、体系的・組織的な暴力の嵐が吹き荒れていた社会では、個々の人権侵害の生存者・遺族のみならず、かつて抑圧されていた人々も、さらには国民全体が、癒しを必要としている。記念碑・慰靈碑の建設や国民的記念日の創設は、生存者・遺族だけでなく被抑圧者集団さらには国民全体を癒し、彼ら・彼女らが将来へと目を向け始める一助となるだろう。これらの点を踏まえて、昨今の移行期社会の研究では、補償金支給

に加えて心理療法の提供や地域のインフラ整備、さらには記念碑建設・記念日創設までも含む“reparation”の拡大的用法が広まってきている。これは、あらゆる事後的人権政策を包含する広義の用法と、金銭的補償を排他的に意味する狭義の用法との中間に位置する。以下では、とくに断らないかぎり、この中間的意味における“reparation”の訳語として「補償」を用いる。

移行期社会での補償という主題を明確化するためには、補償や補償金を一見類似した概念から区別する必要がある。おもな概念として、賠償金(damages), 示談金(settlement), 返還(restitution)が挙げられる。賠償金との区別から始めよう。⁽¹⁵⁾ 賠償金が支払われる範型事例である私人間の不法行為においては、原則として、加害者が被害者に対して支払責任を負う(日本法での代表例として、民法709条)。ここでは加害者と支払者が同一である。もっとも、被用者の不法行為にもとづく使用者責任(同法715条)のように、加害者以外の特定人が支払責任を負う場合もあるが、これはあくまでも例外であって、この例外を原則と整合させるべく、民法学者たちは使用者責任の根拠づけに苦心してきた。私人による不法行為と同様、国家による加害行為についても、賠償金が問題化するときには、加害行為時の国家と支払請求時のそれとの同一性が前提されている。概括的に言えば、歴史上の不正義においては、加害者一支払者間の同一性という前提が、加害行為時の統治機構・法制度が後に根底的転換を経た場合も含めて、なおも維持されている。したがって、歴史上の不正義を被った生存者や犠牲者の遺族・子孫に支払われる金員は、補償金ではなく賠償金である。わが国で戦後補償訴訟と呼びならわされている一群の訴訟は、原告側が戦後の立法不作為の違法性を主張しているか否かを問わず、戦後賠償訴訟と呼ぶ方がより正確だろう。

それに対して、移行期社会で新政府が行う支払いについては、加害者と支払者は原則的に異なると想定されている。そもそも移行期社会では、独裁的な旧政権下で行われた重大な人権侵害に対して、より民主的な新

政権はいかなる対処をするべきかが問われている。この問い合わせに対する1つの解答として補償金が語られる以上、加害者と支払者は基本的に別個である。もっとも、賠償金と補償金の区別は概念的なものであり、現実には両者を峻別しがたい場合もある。例えば、旧政権下での人権侵害の大半が先住民族に向けられており、その後に多数派である移住民族内部の政治紛争の末に体制転換が生じたならば、生存者・遺族は新政権が旧政権と多かれ少なかれ連続しているとみなすだろう。あるいは、旧政権の指導層が新政権でも要職を占めているならば、両政権の間の人的連続性を否定することは難しい。これらの場合には、生存者・遺族に支払われる金員が補償金と賠償金のいずれであるかを断定することは困難である。

補償金は支払いの主体という面で賠償金から概念的に区別されるとともに、支払いの意味の面では示談金から区別される。示談金とは、過去の加害行為の責任をめぐって紛争が存続しているとき、その紛争を終結させる目的をもって交付される金銭である。これは、被害者が今後は責任追及を控える代償にすぎず、加害行為に対する否定的判断の表明をまったく含まない。あからさまに言えば、支払者——それはしばしば加害者である——は、示談金によって被害者の沈黙を買い取るのである。⁽¹⁶⁾

示談金とは対照的に、補償金は被害に対する遺憾や生存者・遺族への共感という意味を、賠償金は加害に対する謝罪の意味を、各々もっている。無論、不法行為訴訟で敗訴した加害者は、謝罪の念を微塵も感することなく賠償金を支払うかもしれません、あるいはそもそも個人のように謝罪の感情をもつことが論理的に不可能な組織であるかもしれない。また、補償金の支給主体である新政府は、遺憾や共感を抱きえない組織である。だが、支払者の心理的事実の存否や如何を問わず、賠償金の制度は謝罪の表明という意味を、また補償金という制度は遺憾や共感の表明という意味を、それぞれ伴っている。ここで留意したいのは、公共政策については、その内実のみならず外観も重要だという点である。賠償金・補償

金が生存者・遺族の間で示談金として受け止められることを、政府は何としても避けなければならない。では、いかにして避けるのか。最も明確な方法は、国家元首や政府指導者が、歴史上の不正義に対する謝罪や前政権下の加害に対する責任の認知を公式に表明することである。

歴史上の不正義については、アメリカ先住民族やアボリジニらによって、元来の居住地、先祖の遺骨、伝来の工芸品などの返還が要求され、その一部は実現している。移行期社会のなかでは、旧ソビエト連邦や東欧諸国において、かつて不当に強制収用された私有財産とくに土地の返還が争われ、部分的には行われている。相当の対価を伴わない収用は人権侵害であり、とりわけ土地・住居からの強制移動は深刻な人権侵害だと言えるから、返還が重要な救済策の1つであることに疑いの余地はない。しかし、返還と補償は区別する必要がある。本稿が主題とする補償は多様な形態にわたるが、いずれの形態も財産や遺骨の返還とは別個の政策手法である。

2 分 類

移行期社会で求められる補償は、すでに若干述べたように、補償金支給にとどまらず多種多様な施策を含む。生存者・遺族・目撃者への心理療法の提供やその専門家の養成、政治犯とされた人の犯歴抹消などを通じた名誉回復、政治的理由から職を追われた人の復職、「失踪者」の遺棄死体の発掘と手厚い葬儀・再埋葬、地域社会での生存者・遺族支援のNPOや互助団体の育成と支援、生存者・遺族を含むかつての被抑圧者集団が居住する地区のインフラストラクチャの整備、学校の増設および大学の新設や奨学金制度の拡充と教育バウチャー制度の導入、さらには過去の抵抗運動やその指導者を称えるための道路・公園・公共建築物等の再命名、大規模な虐殺事件や人権侵害全体を現在および将来の国民の記憶に刻むための記念碑・慰霊碑の建立や国民的記念日の創設までも含まれる。

これらの多種多様な救済策を分類する軸として従来、金銭的／非金銭的という区別がしばしば用いられてきた。この区別は簡明だが十分ではない。非金銭的救済には性質が大きく異なる諸施策が含まれており、また救済対象の範囲も異なるからである。そこで、金銭的／非金銭的に加えて、2つの分類軸を併用するのが有用だろう。そもそも補償は一種の公共政策である。公共政策とは、公共的問題に対処するために中央または地方の政府が策定し適用し実施する一般的行為指針を意味する。政策は、特定の諸目的を達成するための手段であり、一定範囲の集団に対する義務賦課・権能付与や財の提供といった働きかけを含む。そこで、補償を分類するための3つの軸を設定できる。第1に、主たる政策目的は生存者や遺族を可能なかぎり回復させることにあるのか（回復的補償）、あるいは過去の人権侵害の歴史を記念し記憶し続けることにあるのか（記念的補償）。第2に、政策手段は金員の交付であるか（金銭的補償）、それ以外の何らかの手段であるか（非金銭的補償）。金銭的補償は必然的に回復的であるのに対して、非金銭的補償は回復的と記念的のいずれでもありうる。第3に、ターゲット・グループは個々の生存者・遺族であるか（個別的補償）、彼ら・彼女らを含むかつての被抑圧者の共同体であるか（共同体的補償）、あるいは国民全体であるか（国民的補償）。

	回復的		記念的
	金銭的	非金銭的	
個別的	補償金支給	心理療法 名誉回復、復職 葬儀と埋葬	
共同体的	地域復興基金	地域N P O支援 インフラ整備 学校増設	道路等の再命名 記念碑建立 記念日創設
国民的			

表1 補償政策の分類

これら3つの次元により補償の諸施策を分類したのが、表1である。若干の補足的説明をしておきたい。回復的・金銭的・共同体的な補償として、基金がありうる。歴史上の不正義への救済としては、1971年アラスカ先住民土地請求示談法に基づいた事業体設立のための基金がこれに近い政策例だが、⁽¹⁷⁾ 移行期社会でも復興・開発基金による補償は十分に考えられよう。記念的補償政策は、ローカルなレベルとナショナルなレベルの重層構造をなしている。地域社会の生活に密着している道路・公園の再命名は、ローカルなレベルにあり、事件の記念碑や犠牲者の慰靈碑の建立は、その所在地が当該地域社会であるか首都や主要都市であるかによっていずれのレベルでもありえ、そして国民的記念日の創設はナショナルなレベルに属する。

個別的補償は補償政策全体のなかで枢要な位置を占める。2つの理由がある。第1に、旧政権下で最も甚大な損失を被った人々は明らかに、重大な人権侵害の生存者・遺族であるから、新政権下で行われる補償は、何よりもまず彼ら・彼女らに向けられねばならない。だが、表1の左上から右下へと補償の重点を移動させ、より集合的かつ象徴的な政策をとるならば、運営費用はより安価となる。それゆえ、しばしば厳しい財政状況にある新政権は、とりわけ犠牲者・生存者が多数に上る場合には、集合的・象徴的な政策に終始する強い誘因にさらされる。しかしながら、補償対象の中心を占めるべき生存者・遺族が等閑視されるならば、かかる補償の空洞化は新政権の道徳的正統性を損なうであろう。

第2に、個別的補償を実施するためには、あらかじめ生存者・犠牲者が同定され、被害の種類が確定されていなければならない。つまり、個別的補償は真実を要請する。これは、社会の観点からは、個々の被害事実が歴史の闇へと放逐されずに公式に記録されることを意味する。生存者・遺族の観点から見ると、自らが背負ってきた被害体験を調査員の前で語る機会を附与されることを意味する。こうした語りの機会は、生存者・遺族を多少とも癒す一種の非金銭的補償として機能しうる。もっと

も、補償の受領資格を判断するための短時間で定型化された機会のみによつては、補償的効果はさほど期待できない。被害事実の調査・記録・公開を任務とする真実究明委員会が、癒しの機能を期待されてきた所以である。

なお、歴史上の不正義の文脈では、国家元首や組織指導者による謝罪は、広い意味での補償の1形態だと言われている。今日、謝罪の波は世界各地に押し寄せている。ヴィリー・ブラント元首相がワルシャワのゲットー跡地で跪いた後、ビル・クリントン前大統領はハワイ先住民族に対してハワイ王国転覆を、女王エリザベス2世はマオリに対してワイタンギ条約違反と植民地化を、トニー・ブレア首相はアイルランド大飢饉時のイギリス政府の失政を、宮澤喜一元首相や村山富一元首相は中国・韓国での旧日本軍による非人道的行為を、教皇ヨハネ・パウロ2世は2000年間の教会の過ちを、⁽¹⁸⁾それぞれ謝罪した。しかしながら、補償が公共政策の1つであるかぎり、真正な謝罪は補償ではありえない。一般に、謝罪は、過去の不正や被害に関する自らの有責性の承認と、その有責性に対する悔悛の姿勢の表明とを含む。国家元首等による謝罪は、1個の道徳的行為主体としての国家による有責性の承認と悔悛の表明を代表的かつ象徴的に行う本来的な言語行為であつて、特定の政策目標を達成するための道具的な言語行為ではない。だが、謝罪それ自体が補償に含まれないことは、補償にとって謝罪の観念がイレリヴァントであることを含意しない。むしろ逆である。賠償金支払いや同趣旨の非金銭的政策は、謝罪を象徴していると生存者や犠牲者の遺族・子孫の間で認知されなければ、所期の成果を上げることができない。この政策の象徴的機能は、移行期社会の人権政策を考察する際にも重要性をもつことが、後に明らかとなるであろう。

III 正 義

1 正義からケアへ？

殺人や拷問などの重大な人権侵害が不正義であることに、疑いの余地はない。そうである以上、人権侵害への回復的補償は、何よりもまず正義に資するように思われる。では、補償はいかなる意味で正義を満たし得るか。これが本節の主題である。

生存者・遺族への補償金支給は、アリストテレスによって配分的正義から区別された匡正的正義に資するように思われるかもしれない。周知のように、アリストテレスは徳としての正義 (*δικαιοσύνη*) を、徳の総体という意味での法にかなうという広義のそれと、徳の部分として均等を意味する狭義のそれとに大別した上で、後者に対応する正義 (*δικαιον*)について配分的正義と匡正的正義を区別し、さらに匡正的正義が求められる状況を売買・貸与等の随意的関係と殺人・暴行等の非随意的関係とに二分した。⁽¹⁹⁾ 人権侵害は明らかに非随意的関係に属するから、その被害を回復しようとする補償金支給は匡正的正義を充足するように見える。

しかしながら、この外観は誤解を招くものである。匡正的正義は、加害者と受刑者・支払者との同一性を前提している。私が行った犯罪のゆえに、あなたが刑罰を科されるならば、匡正的正義が実現されていないばかりか、新たな不正義が生じていると言うべきだろう。ここで、II 1で行った補償金と賠償金の区別を想起されたい。補償金は、加害者と支払者が異なるという点で、両者が同一である賠償金から概念的に区別される。したがって、個々の人権侵害の加害者や命令者による賠償金支払いは匡正的正義を満たすのに対して、新政府による補償金支給はこれを満足しないのである。

金銭的か非金銭的かを問わず回復的補償に対してレリヴァンスをもつのは、むしろ配分的正義である。このレリヴァンスは、共同体的補償については明白だろう。抑圧的体制下で公認されたレイシズムやイデオロ

ギー的理由により開発から取り残された地域に対して、民主化後にインフラストラクチャを整備したり参加型開発のための基金を設立することは、不当な地域間格差の是正に資するから、配分的正義にかなっている。個別的補償も、人権侵害による福利の減少の有無に基づいて、また定型的に判定された減少の程度に応じてなされる貨幣やサービスの提供という側面をもつかぎりでは、配分的正義に資する。

だが、個別的補償を専ら配分的正義のみに関連づけることは、あまりに一面的な理解であるように感じられる。この直感を理論化するためには、正義から離れてケアに訴えかけるべきだと主張されるかもしれない。キャロル・ギリガンの問題提起の書以来⁽²⁰⁾、正義／ケアの二元論は、発達心理学の枠を超えてじつに多様な学問分野や言説領域へと波及し、少なからぬ支持者を見いだしてきた。この二元論を移行期社会の人権問題に適用するならば、回復的補償とくに個別的補償は本質的に正義よりもむしろケアに関わるのだという主張がなされうる。それによれば、この種の補償は、一般的ルールに基づく非個人的観点からの判断に立脚するよりも、新政府が生存者・遺族の各人に對して負う個別的責任を具現している。そして、このようにケアの観点から個別的補償ひいては回復的補償全体を捉えるならば、非金錢的補償の重要性や各人の状況に応じた個別的補償の必要性も的確に説明されるというのである。

ケア論的な回復的補償觀は2つの次元で区分されうる。回復的補償に對する正義理念のレリヴァンスを否定するか、あるいは肯定しつつもケアに劣後するものと位置づけるかにより、強硬型と稳健型に大別できる。次に、この2通りの判断のいずれかを個別的補償と共同体的補償の双方について行うか、個別的補償についてのみ行うかにより、全面型と限定型に二分できる。両者の區別を組み合わせると、正義理念は個別的補償と共同体的補償のいずれにも無関係だとする強硬・全面型、個別的補償には無関係だが共同体的補償に對してはケアに次ぐ関連性をもつという強硬・限定型、個別的補償にも共同体的補償にも第2次的関連性をもつ

とする稳健・全面型、個別的補償には第2次的関連性をもち共同体的補償には第1次的関連性をもつという稳健・限定型の4つのヴァージョンに区分できる。

強硬・全面型には明らかに説得力がない。移行期社会か民主的社会かを問わずあらゆる政府は、領土内に住まうすべての個人を等しく正義にかなった仕方で処遇するという普遍主義的基本原理に服しており、この原理の下で公共政策を策定し実施しなければならない。無論、いかなる処遇が正義にかなうかは論争の的であり続けてきたが、公共政策上の正義をめぐる解釈の争いは、この概念を無用化するのではなく逆に要請する。⁽²¹⁾回復的補償が公共政策の1範疇であることを否定しないかぎり、正義のレリヴァンスを否定することはできない。強硬・限定型に対しては、個別的補償の見方について同様の批判をなしうる他に、個別的補償と共同体的補償で正義のレリヴァンスの程度にとどまらず有無さえも異なるという主張は、整合性を欠いていると指摘できる。さらに、公共政策における正義の決定的重要性がいったん肯定されるならば、稳健・全面型や稳健・限定型にも賛同しがたいことになろう。

では、ケア概念は、回復的補償の諸政策にとって完全に無関係なのだろうか。否、そうではない。ケア概念は、非金銭的補償とくに心理療法の提供や生存者・遺族団体の育成において無視できないレリヴァンスをもつ。身体的・精神的な打撃に打ちのめされた生存者・遺族と日々相対するカウンセラーやソーシャル・ワーカーは、ケア感覚を多かれ少なかれ抱いていると期待されるし、この感覚はサービスをより木目細かなものとするよう作用する。また、生存者・遺族のセルフヘルプ・グループは、類似の境遇の人たちが互いにケア感覚に基づいて配慮を行いあう集団だと言える。そうだとすれば、これらの活動を鼓舞し支援する非金銭的補償政策は、ケア感覚に発する個別対応的行為を阻害せず促進するように設計される必要がある。回復的補償は、公共政策であるかぎりすべからく正義に服するが、同時にその内部でケアが機能する余地を確保

するよう求められる。

2 承認としての正義

ケア論的な回復的補償観に対する批判のなかで、補償を含むあらゆる公共政策が正義理念を戴くことを指摘した。だが、それにとどまらず、重大な人権侵害に対する個別的補償は、注目するべき独自の仕方でこの理念に奉仕する。これまでTRCをはじめ真実究明委員会について、承認としての正義が語られてきたが、⁽²²⁾ この正義観は個別的補償がもつ道徳的機能をも説明しうる。

アリストテレスが狭義の正義を均等と解していることを先に見たわけだが、プラトン以来、正義はさまざまな仕方で平等と結びつけて理解されてきた。⁽²³⁾ この伝統に立脚して、カイム・ペレルマンは形式的正義を平等処遇として定義する。⁽²⁴⁾ 彼の定義に倣って、正義概念を、「同一範疇に属する複数の存在者は同一の仕方で取り扱うべきである」という命法によって定式化しよう。これは一般には、「等しいものは等しく、等しくないものは等しくなく扱え」という慣用句によって表現される。このように言い表される形式的平等は、配分的正義と匡正的正義の共通前提である。正義は長きにわたり、内容空虚であるとの論難を懷疑論者から受けてきたが、形式的平等という定式は、この論難に最もさらされやすいように見えるかもしれない。しかし、この定式は、いかなる規範的主張も等しく許容する内容空虚なものではない。実際、レリヴァントな観点から見て自他が同一範疇に属すると認める一方で、自己だけに有利な処遇を求める主張は、形式的平等によって退けられる。⁽²⁵⁾ 無論、何をもって等しいと判断するかの規準をめぐっては複数の解釈が競合するが、かかる解釈の争いは解釈対象の無意味性を含意せず、むしろ单一の有意味な解釈対象の存在を論理的に前提する。その解釈対象こそが形式的平等に他ならない。

抑圧的体制下における殺人や拷問などの人権侵害は、標的とされる個

人を、他の個人と平等な尊厳をもたないいわば人間以下の存在者として扱っている証左であるから、形式的平等にあからさまに違背している。それゆえ、人権侵害は、一般に非難されるように非人間的であるだけではない。重大な不正義もあるのだ。こうした旧政権による人権侵害の被害に対して、新政権が何ら救済措置をとらないならば、生存者・遺族は、体制転換後も平等な尊厳を否定されたままである。仮に新政権が、個々の人権侵害の加害者・命令者や軍・警察の旧指導層を厳罰に処したとしても、それにより実現されるのは、主として匡正的正義に属する刑事的正義であって⁽²⁶⁾、すべての個人に平等な尊厳を認めるいわば承認的正義は、なおも充足されない。また、刑事的正義と承認的正義が別個の正義観である以上、前者の充足によって後者の未充足が相殺されるわけでもない。承認的正義は、生存者・遺族への個別的補償によって初めて満足されうる。補償金は、その結果として、生存者・遺族に残る人権侵害の爪痕を消し去ることはもとよりできないが、しかしその過程を通じて、彼ら・彼女らの失われた尊厳を象徴的に取り戻させる。名誉回復・復職・葬儀等の非金銭的補償も、同様の機能をはたす。個別的補償の諸政策は、その象徴的機能を通じて承認としての正義に資するのである。

IV 国民統合

1 和解と国民統合

移行期社会の人権問題における1つの重要な概念は、和解である。研究者・論評者の中では、真実究明委員会とくにTRCをめぐって、和解の意義・条件・展望・射程が論議されてきた。和解は部分的には、移行期社会に共通の中心的課題である国民統合と結びついている。他方、主として民主的社会に関して近年、信頼に関する研究が急速に発展している。市民間の信頼の要因、政策の実効性への影響、政策による可変性な

どに加えて、政府への信頼の低下傾向が実証され分析されている。これまで別個に発展してきた2群の研究を交差させるならば、真実究明委員会と並んで補償がもつ注目すべき道徳的機能が浮かび上がってくるようと思われる。かかる問題意識に基づいて、信頼という観点から和解を捉えなおした上で、和解を経た国民統合に補償がいかなる仕方で寄与するかを、真実究明委員会と対比しつつ論ずることが、本節の課題である。

移行期社会での和解は概念的に、個人的和解と国民的和解に大別できる。個人的和解とは、個々の人権侵害の生存者・遺族と加害者・命令者との和解を意味する。個人的和解のために補償がなしうる貢献は、残念ながら大きくないだろう。一家の稼ぎ手を奪われて困窮する家族の経済状態を補償金によって一定期間または一時的に改善することや、悲嘆や無力感に打ちひしがれた人にカウンセリングを提供することは、個人的和解を容易にする数多くの条件のうちごく僅かを満たすことしかしない。

これらの個別的補償の提供さえもしばしままならない移行期社会の現実のなかで注目されてきたのが、真実究明委員会とくにTRCである。この制度を通じて、「失踪」した夫や息子の最期の状況が明らかにされ、(現実には稀だが) 加害者から謝罪を受け、あるいは愛する者を失った体験や自分自身が受けた被害を調査員の前や公聴会で語ることを通じて、生存者・遺族が⁽²⁷⁾些かなりとも癒されたならば、個人的和解の一筋の光明がさしこむかもしれない。無論、個人的和解の前提となる加害者への赦しは、生存者・遺族各人の道徳的専決事項であるから、真実究明委員会の制度的配置や関係者の言動は、赦しを暗黙裡に求めているとの印象を断じて与えてはならない。

国民的和解とは、人権侵害の生存者・遺族を包含するかつての受苦者集団と、加害者・命令者を含むかつての受益者集団との和解を意味する。旧受苦者の間に根づいている憎悪と復讐心をいかに緩和し、旧受益者の心を蝕んできた軽蔑心や無関心をどう克服するかが、ここでは問われて

いる。しかも、抑圧的政治体制の社会には、受苦者集団のなかの密告者・体制協力者、受益者集団のなかの良心的反対者、さらには自らの権益を確保しようとする傍観者などの集団も存在して、多くの抑圧的社会は四分五裂の様相を呈してきた。こうした分裂的社會の深い裂け目をいかにして架橋し、将来に向けて单一の國民へとどのように糾合してゆくかは、移行期社會の最大の課題の1つである。つまり、國民的和解の理念は、國民統合の大目標と不可分に結びついている。この國民統合に対して、真実究明委員会と補償は各々異なった仕方で寄与しうることを、以下で明らかにしたい。

2 信頼による國民統合

移行期社會での和解を考える際に鍵となる概念が、⁽²⁸⁾信頼である。信頼をもたらす社會関係資本(social capital)の研究は近年、理論的分析と経験的実証の両面にわたりめざましい発展をとげてきた。⁽²⁹⁾移行期社會での信頼を考える際には、この研究蓄積から学びつつも、信頼を把握する視角を多元化する必要がある。信頼は、少なくとも4つの次元で区分されうる。第1は対象である。社會関係資本の研究では、地域社會の住民相互の信頼が関心の中心におかれると、我々は、個人のみならず集団や組織に対しても信頼または不信を抱く。そこで、対個人信頼、対集団信頼、対組織信頼を区別できる。宗教団体が近隣で集団生活を始めたと知って声高に立ち退きを迫る住民たちは、当該団体に対する負の対集団信頼つまり対集団不信に駆り立てられていると言える。欠陥商品について製造会社が誠実な対応を怠る場合には、購入者はその会社に対して対組織不信を抱くであろう。最近急速に進展しつつある政府への信頼の低下に関する研究は、⁽³⁰⁾政府への対組織不信を分析するものである。

第2は方向である。市民が他の市民、社會集団、企業、NPO等に対して抱く信頼は、水平的信頼と名づけることができる。他方、組織のなかでも自國の政府に対して寄せる信頼は、市民全体に奉仕するべき政府

へと向かう下向きのベクトルとして表象できるから、垂直的信頼と呼びうる。⁽³¹⁾個人のうち特定の公務員に対する信頼も、同様である。社会関係資本研究は水平的信頼を、政府不信研究は垂直的信頼を扱っている。⁽³²⁾

第3は内容である。社会関係資本研究は、一方では家族や親友でなく、他方では昨日までの敵でもないような人間関係における信頼を探求してきた。だが、言うまでもなく、信頼は多種多様な人間関係のなかで存在しうるのであり、そして人間関係の如何に応じてその内容が大きく異なる。最小限の信頼とは、相手が暴力などを用いて攻撃してこないであろうという行為の予期である。この意味での信頼と、相手への攻撃に対する自制心とを諸個人が相互にもつとき、非暴力的共存が可能となる。こうしたいわば共存的信頼の確立は、民主制への移行過程のとくに初期には喫緊の課題であるが、市場経済と民主政治を二大支柱とする新たな社会を建設してゆくには不十分である。共存的信頼を上回る信頼には種々のものが含まれるが、新生社会の建設のためには、共通のルールの下で公正な競争を行う相手として認める競争的信頼や、共通目標に向かって協力しあう相手として認める協働的信頼が、市民の間に広がってゆかねばならない。また、政府に対しては、その基本理念を受容し主要法令を遵守する支持的信頼が必要となる。これらを超える最大の信頼は、夫婦や親友のように本来は全人格的配慮が相互に行われるべき関係における親密的信頼であるが、しかしその種の信頼が政治共同体に浸透することはとうてい期待できず、⁽³³⁾また期待するべきでもない。

第4は原因である。信頼が発生し強化される原因是多様だが、ここでは利益、共有、姿勢を取り上げよう。一般に、利益の提供が義務以上の行為(supererogation)である場合に、信頼は最も生じやすく、反対に提供者の責務の懈怠や受領者の権原への侵害に対する償いである場合には、最も生じにくい。経済的困窮にあるとき手を差し伸べてくれた知人に対しては、利益による信頼が生ずるだろうが、預けた服を台無しにした後に弁償するクリーニング屋に対しては、信頼は生じないだろう。

信頼をもたらす共有の対象はさまざまでありうる。他国の日系人が、被用者や取引先の選択に際して日系人を優先する場合、この行動は、民族・文化等の共有による信頼に発していると推測される。信頼を招くような個人・組織の姿勢には、一貫性 (integrity), 公正, 誠実が含まれる。言動がつねに首尾一貫している人や、欺瞞がなく虚勢をはらない人は、周囲の人々から姿勢による信頼を早晚集めるであろう。

以上のような信頼の区分を用いつつ、移行期社会での和解を考察してゆきたい。個人的和解の実現のためには、生存者・遺族が加害者・命令者に対して、対個人的・水平的な信頼を抱くことが必要となる。これは多くの場合には、共存的信頼またはそれに類する信頼にとどまるだろう。信頼の原因について見ると、人権侵害行為に対する損害賠償請求訴訟に勝訴して獲得した賠償金は、原告に信頼をもたらすとは期待できず、また生存者・遺族と加害者・命令者が心理的に共有しうるものは、仮にあるとしてもごく僅かである。それゆえ、上記 3 つの原因のなかでは、加害者・命令者による侵害事実の全面的開示や真摯な謝罪といった姿勢のみが、信頼を生じさせうる。この点では、真実究明委員会はその制度的配置次第で、TRCで垣間見られたように、姿勢による信頼を生じさせて個人的和解の可能性を開く潜在力をもつ。

国民的和解が促進されるための最小限の条件は、生存者・遺族を含むかつての受苦者集団の各人が、かつての受益者集団に対して水平的・対集団的な共存的信頼をもつと同時に、旧受益者集団の各人も、旧受苦者集団に対して同種の信頼をもつことである。その上で、旧受苦者と旧受益者の間に協働的信頼が生成し浸透してゆく必要がある。ここでは真実究明委員会が大きな役割をはたしうる。抑圧的体制下で隠蔽または正当化されてきた膨大な人権侵害の事実を発掘し記録し公表することは、旧来の公式史を根底から転換し、最小限の歴史の共有を促進する。最小限の歴史の共有とは、歴史上の大小事の細部にわたる搖るぎない合意ではなく、基本事項に関して広範に支持されているが原理上は暫定的にとど

まる概括的合意を意味する。⁽³⁴⁾こうした歴史の共有は水平的信頼を促進すると期待される。同様に、記念的補償も、最小限の歴史の共有をごく部分的にあれ象徴することにより、水平的和解に寄与しうる。なお、旧体制の責任者が公共的謝罪を行い、それが広く報道されるならば、姿勢による水平的和解に少なからず資する。だが、真実究明委員会の報告や記念的補償の実施による最小限の歴史の共有は、当初は擬制的かつ不安定なものにとどまるだろう。この歴史共有を実質化し安定させてゆくためには、全国の学校で歴史記述の相違が一定の範囲内に収まるような歴史教育が必要である。

国民的和解と不可分な国民統合という目標に対して、回復的補償は注目すべき仕方で貢献しうる。個別的補償は、生存者・遺族の政府に対する対組織的・垂直的・支持的な信頼を醸成しうる。これは、補償金や種々のサービスという利益による信頼であるのみならず、それ以上に承認としての正義の追求という姿勢による信頼だと考えられる。政府は1個の道徳的行為者である。道理を通す個人がやがて隣人や同僚の信頼を集めるように、正義を追求する政府はいずれ市民の信頼を得るであろう。政府への信頼は、市民が、政府により統治される国民に自分が帰属しているという事実を受け入れ、その事実を誇りに思うように促す。生存者・遺族は、自分の尊厳を認めて苦境から救おうとする政府の一貫した姿勢を目の当たりにすることによって、旧政権と新政権の間に明確な一線を引き、新政権への垂直的信頼を次第に高め、それが統治する国民への帰属感を強めてゆくであろう。生存者・遺族でない旧被抑圧者集団の各人も、新政府による承認的正義の一貫した追求を見ることにより、また共同体的な利益を受けることにより、新政府への信頼を抱き、国民への帰属感を強めるだろう。回復的補償は、正義回復と利益提供を通じて国民統合に資することができるのである。

V 含 意

以上の考察は次のように要約できる。補償は、人権侵害以前への復帰を実現しえないという原理的不十分性と、問題が解決したとの誤った外観にもかかわらず、いかなる道徳的意義をもちうるかという問い合わせが、最初に設定された。この問い合わせに対して、2つの観点から解答を与えた。第1に、補償金支給は賠償金支払いとは異なって匡正的正義を満たさず、共同体的補償は部分的には配分的正義に資するが、両者ともケアによっては排他的にも第1次的にも意義づけられない。しかし、個別的補償は承認としての正義を充足する。すなわち、他の市民と等しい尊厳を否定する重大な人権侵害の被害を回復しようとする過程を通じて、平等な尊厳が象徴的に回復される。

第2に、まず真実究明委員会はその制度的配置によっては、生存者・遺族が対個人的・水平的な信頼を抱いて個人的和解にいたるための条件の一部を整え、また最小限の歴史の共有による対集団的・水平的な信頼を通じた国民的和解への途を開きうる。記念的補償も、最小限の歴史の共有を部分的に象徴することにより、対集団的・水平的な信頼による国民的和解を促進しうる。それに対して、回復的補償は、生存者・遺族をはじめとするかつての被抑圧者集団の構成員が、姿勢と利益に基づいた政府への対組織的・垂直的な信頼をもつよう仕向ける。これらを通じて、回復的補償は、国民的和解と結びついた国民統合の目標に貢献しうる。

上記の結論は、移行期社会をとりまく国際社会にとっていかなる含意をもつか。2種類の含意を区別できる。第1を、支援的含意と名づけたい。国際支援も補償と同様に、金銭的形態と非金銭的形態とに大別される。回復的補償は、旧政権下での被害者・犠牲者がより多数であるほど、金銭的か非金銭的かを問わずいっそう大きな費用を伴うが、しかし新政権はしばしば深刻な財政状況におかれている。それゆえ、提供可能な資

金を有する先進国は、資金援助を行うことが期待される。とりわけ旧政権を支持・援助していた先進国は、新政権の補償への援助に対して特別な責任を負っている。経済的援助のあり方に関しては、援助決定に先立って、資金の使途の大枠につき提供国と受領国が合意しておくことが、望ましいと思われる。その際には、何よりもまず個別的補償の予算が確保されるべきであり、次に共同体的補償については、インフラ整備に偏重せず、現地のニーズに適応した援助のあり方が求められよう。

金銭的援助と並んで非金銭的援助も重要である。例えば、精神科医を含む医師、学校教師、各種の技術者などの派遣が必要であり、NGOの活躍や政府—NGOの連携が期待される。また、民主制が長年定着している国家のみならず、困難な移行期を潜り抜けたばかりの新生国家も、支援主体となりうる。他国政府が補償の経験から学習した政策手法や経験的知見は、移行期社会の政府にとってしばしば有益である。

第2の含意は、反省的含意と呼びうる。民主的・社会のすべてでなくとも大多数は、歴史上の不正義について無実ではない。すでに民主制が確立している社会の多くは、先住民族からの土地収奪、少数民族への制度的差別、宗教的少数派への圧迫、同性愛者への禁圧、戦時の民間人攻撃といった歴史上の汚点を多かれ少なかれ抱えている。移行期社会が補償の課題に近年直面していることは、民主的・社会の政策決定者と公衆に、自らの過去の不正義と正面から向き合い、被害への対処に取り掛かる契機を与える。⁽³⁵⁾ もっとも、歴史上の不正義を是正するためにいかなる措置も実施するべきだと 性急に主張するつもりはない。例えば、先住民族への土地返還は、すでに指摘されているように現在の所有者からの収用という困難な問題を伴うから、返還の是非や様態について慎重な検討をする。また、はるか以前の不正義への補償という過去志向的政策としてよりも、現在の社会的な差別・格差の是正という将来志向的政策として、社会改革的な取り組みを推進する方が、より適切である場合もありうる。だが、少なくとも、歴史上の不正義を放置せず対処法を考案する責務を

政府は担っており、その責務がはたされるよう要求し監視する責任を市民は負っている。

たしかに、国内法上は侵害時点での国家無答責の法理、当時の法令の個別的規定、時効などにより、また国際法上は侵害時の条約批准の有無や国際慣習法の存否により、政府の法的責任は否定されるかもしれない。しかし、その場合にもなお、政治道徳的責任は残存する。歴史上の不正義に対する広義の補償は移行期社会での補償と異なって、匡正的正義によって要求されている。政府は1個の道徳的行為者として、たとえ遅きに失しようとも、広義の補償によって匡正的正義・配分的正義・承認的正義へのコミットメントを示さなければならない。歴史上の不正義への贖いはまた、姿勢による信頼をもたらしうる。例えば、他国の民間人への攻撃に対する賠償金支払いは、生存者・遺族を含む旧被害国の国民の各人が、旧加害国の国民に対する対集団的・水平的な信頼を抱くよう促し、両国間の関係の改善に役立つであろう。自国内での先住民族・少数民族に対する賠償金支払いやその他の措置は、生存者・遺族・子孫を含む当該民族の間で政府への対組織的・垂直的な信頼を醸成すると同時に、政府が実質的に代表していると当該民族がみなす多数派民族への対集団的・水平的な信頼を多少とも促進するであろう。そして、広義の補償の対象が他国民と自国民のいずれに属しようとも、歴史上の不正義を矯正しようとする政府の姿勢は、自国の少なからぬ市民の対組織的・垂直的な信頼を高めるであろう。移行期社会での補償問題との苦闘は、民主的社会にとって、手を差し伸べるべき機会であると同時に、自らの過去を真摯に顧みる契機ともなるのである。

* 本稿を準備する過程で、平成15-17年度文部科学省科学研究費萌芽研究「殺戮後の歴史和解プロセスの法理研究」研究会における阿部信行・荒木教夫・駒村圭吾・阿部利洋各氏との討論から多くの知的刺激を受けた。また、本特集号の準備会として行われた中京大学法学部法談会では、とりわけ愛知正博氏の報告と論評から示唆を得た。謝意を表したい。

- (1) National Commission on Truth and Reconciliation, *Report of the Chilean National Commission on Truth and Reconciliation*, vol. 2, trans. by Phillip E. Berryman (Notre Dame, Ind.: University of Notre Dame Press, 1993), p. 837.
- (2) 被害者救済を含む多種多様な人権政策の包括的な概観および検討として, Neil J. Kritz (ed.), *Transitional Justice: How Emerging Democracies Reckon with Former Regimes*, 3 vols. (Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press, 1995). 各種の人権政策の総合的考察として, Martha Minow, *Between Vengeance and Forgiveness: Facing History after Genocide and Mass Violence* (Boston: Beacon Press, 1998) (荒木教夫=駒村圭吾訳『復讐と赦しのあいだ——ジェノサイドと大規模暴力の後で歴史と向き合う』信山社, 2003年); Ruti G. Teitel, *Transitional Justice* (New York: Oxford University Press, 2000).
- (3) Truth and Reconciliation Commission, *Truth and Reconciliation Commission of South Africa Report*, vol. 5 (London: Macmillan Reference, 1999), pp. 175-194.
- (4) ホロコーストに関する文献は枚挙に暇がないが, その補償に関する論争喚起的著作として, Christian Pross, *Paying for the Past: The Struggle over Reparations for Surviving Victims of the Nazi Terror*, trans. by Belinda Cooper (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1998). 日系アメリカ人強制収容の補償を扱う主要な著作としては, Roger Daniels, Sandra C. Taylor, and Harry H. L. Kitano (eds.), *Japanese Americans, From Relocation to Redress*, rev. ed., (Seattle: University of Washington Press, 1991); Leslie T. Hatamiya, *Righting a Wrong: Japanese Americans and the Passage of the Civil Liberties Act of 1988* (Stanford: Stanford University Press, 1993).
- (5) 最近の代表的主張として, Randall Robinson, *The Debt: What America Owes to Blacks* (New York: Plume, 2001).
- (6) Roy L. Brooks (ed.), *When Sorry Isn't Enough: The Controversy over Apologies and Reparations for Human Injustice* (New York: New York University Press, 1999); Elazar Barkan, *The Guilt of Nations: Restitution and Negotiating Historical Injustices* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2000); Janna Thompson, *Taking Responsibility for the Past: Reparation and Historical Justice* (Cambridge: Polity, 2002).
- (7) 最も詳細かつ包括的な文献として, VAWW-NET Japan編『日本軍性

奴隸制を裁く——2000年女性国際戦犯法廷の記録 第1巻—第6巻』緑風出版, 2000-2002年。

- (8) 最新の多角的検討として,『法律時報』76巻1号5-63頁(2004年)所収の座談会記録・論文・資料がある。
- (9) John Torpey (ed.), *Politics and the Past: On Repairing Historical Injustices* (Lanham, Md.: Rowman & Littlefield, 2003).
- (10) 吉田邦彦「いわゆる「補償」問題へのアプローチに関する一考察(上)・(下)——民族間抗争の不法行為の救済方法(日米比較を中心として)』『法律時報』76巻1号64-71頁, 2号107-112頁(2004年)。
- (11) 宇佐美誠「真実究明と被害補償——南アフリカの事例」『法律時報』76巻1号72-76頁(2004年)。
- (12) Minow, *Between Vengeance and Forgiveness*, p. 5 (邦訳18-19頁); Martha Minow, *Breaking the Cycles of Hatred: Memory, Law, and Repair*, ed. by Nancy L. Rosenblum (Princeton, Princeton University Press, 2002), pp. 15-16.
- (13) Minow, *Between Vengeance and Forgiveness*, p. 93 (邦訳144-145頁); Minow, *Breaking the Cycles of Hatred*, p. 23.
- (14) ⅢおよびⅣでの論述は、次の箇所での議論を一部修正しつつ敷衍したものである。宇佐美「真実究明と被害補償」74-75頁。
- (15) この区別は、おもに戦争被害に対して(現実には戦敗国から戦勝国に)行われる金銭支払いを賠償(reparation)と呼ぶ国際法上の術語法とは異なる。
- (16) Roy L. Brooks, "The Age of Apology," in Brooks (ed.), *When Sorry Isn't Enough*, pp. 8-9.
- (17) ただし、基金のあり方には注意を要する。何よりもまず、これが単なる示談金だと受け止められないような手法が求められる。また、生存者・遺族への補償金の代替物ではなく補完物として位置づけられるべきである。さらに、基金により営利追求の事業体を新設する場合には、アラスカの事例からの教訓を生かして、第三者による買収の可能性を封じておくなどの措置が必要となる。
- (18) もっとも、謝罪の波逆行する事例も散見される。フランソワ・ミッテラン前大統領は、ヴィシー政権下のユダヤ人迫害について共和国の責任を否認し、ジョン・ハワード首相は、アボリジニへの謝罪を拒否し続いている。
- (19) アリストテレス『ニコマコス倫理学』1129a-1132b(加藤信朗訳『アリストテレス全集18 ニコマコス倫理学』岩波書店, 1973年, 143-157頁)。

- (20) Carol Gilligan, *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, with Letter to Readers (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1993) (岩男寿美子監訳『もうひとつの声—男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店, 1986年)。
- (21) 正義は、それをめぐって解釈が優劣を不斷に競いあう争われる概念 (contested concept) の代表例である。争われる概念に関する私の理解については、宇佐美誠『公共的決定としての法——法実践の解釈の試み』木鐸社, 1993年, 18-29頁。
- (22) Jonathan Allen, "Balancing Justice and Social Unity: Political Theory and the Idea of a Truth and Reconciliation Commission," *University of Toronto Law Journal* 49 (1999): 328-332; André du Toit, "The Moral Foundations of the South African TRC: Truth as Acknowledgment and Justice as Recognition," in Robert I. Rotberg and Dennis Thompson (eds.), *Truth v. Justice: The Morality of Truth Commissions* (Princeton: Princeton University Press, 2000), pp. 135-139. Cf. Elizabeth Kiss, "Moral Ambition within and beyond Political Constraints: Reflections on Restorative Justice," in *Truth v. Justice*, p. 73. 私自身は、これらの先行研究よりも伝統的な正義理解にいっそう忠実な仕方で、真実究明委員会一般について承認としての正義を論じた。宇佐美誠「過去と向きあう——真実究明委員会の道徳的基礎」『中京法学』35卷3・4号99-100頁(2001年)。
- (23) 例えば、平等所有という正義觀として、プラトン『ゴルギアス』483C-484A, 488E-489B (加来彰俊=藤沢令夫訳『プラトン全集9 ゴルギアス・メノン』岩波書店, 1974年, 114-115, 128-129頁)。平等処遇という正義觀の示唆として、アリストテレス『政治学』1280a (山本光雄=村川堅太郎訳『アリストテレス全集15 政治学・経済学』岩波書店, 1969年, 111頁)。
- (24) Ch. Perelman, *The Idea of Justice and the Problem of Argument*, trans. by John Petrie (London: Routledge & Kegan Paul, 1963), pp. 11-29.
- (25) 参照、井上達夫『共生の作法——会話としての正義』創文社, 111-115頁。
- (26) ただし、刑事責任の存否や程度は、行為者の属性や精神的状態の如何にも依存するから、刑事的正義の実現過程では、配分的正義上の事由も考慮に入れられる。
- (27) TRCでの個人的和解に関するわが国での浩瀚な研究として、阿部利洋「現代南アフリカにおける和解の問題——紛争後社会に関する宗教社会学的考察」博士論文、京都大学, 2004年。

- (28) 国民的和解を信頼の観点から分析した研究としては、Trudy Govier and Wilhelm Verwoerd, "Trust and the Problem of National Reconciliation," *Philosophy of the Social Sciences* 32 (2002): 178-205.
- (29) 社会関係資本の考察は、20世紀初期以来たびたび行われていたが、近年最も影響力をもちつつ論争を喚起している論者は、ロバート・パットナムである。Robert D. Putnam with Robert Leonardi and Raffaella Y. Nanetti, *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy* (Princeton: Princeton University Press, 1993) (河田潤一訳『哲学する民主主義——伝統と改革の市民的構造』NTT出版, 2001年); Robert D. Putnam, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community* (New York: Simon & Schuster, 2000).産業化された民主国家の国際比較研究として、Robert D. Putnam (ed.), *Democracies in Flux: The Evolution of Social Capital in Contemporary Society* (New York: Oxford University Press, 2002). 開発経済学的な比較研究も現れている。Christiaan Grootaert and Thierry van Bastelaer (eds.), *The Role of Social Capital in Development: An Empirical Assessment* (Cambridge: Cambridge University Press, 2002).
- (30) おもにアメリカを対象とする分析として、Joseph S. Nye, Jr., Philip D. Zelikow, and David C. King (eds.), *Why People Don't Trust Government* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1997) (嶋本恵美訳『なぜ政府は信頼されないのか』英治出版, 2002年)。日・米・欧の国際比較研究として、Susan J. Pharr and Robert D. Putnam (eds.), *Disaffected Democracies: What's Troubling the Trilateral Countries?* (Princeton: Princeton University Press, 2000).
- (31) 厳密に言えば、政府が統治機関でなく市場での競争者や取引相手として立ち現れる場合には、信頼は垂直的でなく水平的である。例えば、官庁に商品を納入している業者が代金支払いについて抱く信頼は、民間企業に対するそれと質的に何ら異なる。
- (32) 再び厳密に言えば、公務員の職にある人が公務外で市民として現れるときには、信頼は垂直的でなく水平的である。右隣に住む公務員に対して私が抱く隣人としての信頼は、左隣の会社員に対するそれと同質である。
- (33) やや異なる観点からの信頼の内容区分として、Govier and Verwoerd, "Trust and the Problem of National Reconciliation," pp. 192-195.
- (34) 最小限の歴史の共有については、宇佐美「過去と向きあう」95-96頁。
- (35) 逆に、現在のいくつかの民主的社會における歴史上の不正義への取り組みは、移行期社會の将来の姿となることが期待される。前政権下での人権

侵害への対処が一応完了し、民主制が定着した暁には、先住民族からの土地収奪をはじめとする過去の不正義への対処が求められる。